

農地中間管理機構(仮称)について

平成 25 年 9 月 20 日

産業競争力会議 農業分科会

主査 新浪剛史

秋山咲恵

佐藤康博

1. はじめに

「日本再興戦略」では、農業を成長分野として位置づけ、農業・農村の所得を倍増させることを目標とし、農業の大規模化、農産品・食品の輸出拡大、6次産業化といった取り組みを推進することとしている。

この際、農業を生産者サイドではなく消費者サイドに立つことにより、マーケットインの発想を生かし競争力を向上させ、経営力のある農業の担い手を増やす必要がある。このためには、過去の施策から「制度のみの導入で運営が骨抜き」となってはならない、「既得権益者のみで決めてはいけない」ことを学ぶとともに、具体的に、以下の6点の課題に取り組んでいく必要がある。

- (1) 農地が集約化され、経営力のある担い手に利用される。
- (2) 産業界の有する技術や販売力等を農業に活用する。
- (3) 農業の6次産業化を推進し、付加価値の増加を図る。
- (4) 高付加価値の製品の輸出を促進する。
- (5) 戦略的に産官学の国レベルでの連携を図る。
- (6) 現行の制度・補助金等を総点検する。

今回検討する農地中間管理機構(以下、「機構」という。)は、上記(1)の課題への鍵となる対応策であり、日本の農業の強化に意欲を持つ、全ての関係者の力をこの機構の活動に動員できるものにする必要がある。

機構のスキームの策定及び制度の運用に当たっては、この機構の活用によって、以下を実現する。

- ① 集約化された農地を活用して農業を営もうとする受け手(借り手)の情報を集め、
- ② 優良農地が機構に貸し出され、
- ③ 機構により、農地が集積・大規模化され、農地の有効利用が進み、
- ④ 上記②及び③の結果として、農業の生産性の向上を図る。

これにより、民間活力の利活用を促し農業分野のイノベーションを起こすとともに、それを、財政コストを最小化して実施するよう、以下の各点について十分に留意する必要がある。

2. 留意事項

(1) 政策及び機構の目的

- ・ 機構の設置によって、上記1. ①～④の結果として農家の所得を向上させることが目的である。これらのキーワードを、法律において、政策目的・機構の目的・機構の責務として、明確に打ち出す。
- ・ 一方、生産性の向上につながらない業務を機構は行うべきではなく、機構が専ら耕作放棄地対策として用いられることのないよう留意する。

(2) 農地の借入・集積等

- ・ 機構は農地の借入に際しては、まず、農地の受け手のニーズ調査を行うなどして、受け手のニーズに合った農地を借入れ、それらを集約する。借受け後、最長1年以内に借受けた農地が貸し付けられない場合には、賃貸借契約を解除し、農地が滞留することがないように必要な措置を講ずる。
- ・ 農地の流動化を図るために人・農地プランに基づく話し合いは農地の分散錯圃解消のための有効な手段の一つであると考えられ、機構の農地引受けのプランの策定および情報収集にのみ活用する。
- ・ 耕作放棄地を借入れる場合は、農地として再生した後、貸付けの見込みがあるところに限定する。すなわち、本機構は、耕作放棄地対策として創設されるものではない。
- ・ 機構の農地集約の手法として、賃貸、売買及び信託(再信託)を規定する。
- ・ 基盤整備は受け手が決まってから行い、適切な受益者負担を求める。ただし、当初3年程度は、受け手へのインセンティブ措置として、農業土木事業における現行15%の受益者負担割合を軽減し、集約化された農地の借り手を増やすべく一気に助長していく。

(3) 機構の業務運営・ガバナンス

① 機構の業務運営方法

- ・ 農地の賃借料は、経済合理性に基づき設定し、その設定基準・方法等について透明性の確保を行う。
- ・ 業務運営に当たっては、信託、不動産業者、都市プランナー等の民間活力を活用する。一方、受け手希望者との交渉等の業務の利害関係者への委託は行わない。
- ・ 機構は業務委託先を直接コントロールし、その結果について責任を負う。
- ・ 6次産業化による農村所得の向上に向けて、一次産業と二次・三次産業の間で分断されているバリューチェーンの連結を図ることが必要であり、農林漁業成長産業支援機構(A-FIVE)との連携を明示する。
- ・ また、本機構の貸出しする農地は、6次産業化に資する加工・流通施設等の用地にも利活用できるようにする。

② 機構のガバナンス

- 都道府県ごとに事後検証可能な農地集約化の目標に係る計画(例えば、担い手あたりの農地面積、担い手への貸付けや担い手による農地の利用の割合など)を毎年策定し、KPIとして示すとともに、機構と共有し、それに基づく明確な責任体制を構築する。なお、当然のことながら、本機構の目的達成や収益管理に係る責任は都道府県、すなわち本機構の役員の任命権を有する知事が負う。このため、農林水産業・地域の活力創造本部の指名に基づき、第三者機関による客観的な評価を毎年実施し、その評価結果を毎年公表するとともに、農林水産省が優良事例の横展開を図り、本機構の設立目的達成への責任を国として果たしていく。また、その結果を、国として地方自治体への予算措置に反映させる。
- 機構のガバナンスは階層化・重複を避け、明確な責任体制とすべきである。
- 機構の役員の任命・解任の権限、手続き等を明確化する。
- 機構は、農地の滞留状況や滞留期間などの情報公開を行う。
- 機構の業務運営に関する相談窓口を設ける。
- 機構の業務運営にかかる費用については、適切な地方負担を求め、関係者が責任とコスト意識を持った上で、創意工夫を凝らす制度とする。

(4) 生産性の高く経営力のある担い手への貸付け等

- 機構は農業への新規参入の促進を図る観点から、農地の貸付けに関するあらゆる場面で新規参入者が既存の営農者と公平・公正な条件で競争できるよう取り扱うべきである。そのために、以下のような対応を行う。
 - ◇機構及び委託先は新規参入希望者の情報を幅広く収集する。
 - ◇人・農地プランは、機構の農地引き受け及び情報収集に活用し、貸付先の決定は公平・公正に行い、新規参入が阻害されることのないようにする。
 - ◇農地の貸付けに当たっては必ず公募を行うものとする。
 - ◇新規参入者等が農地に関する情報にアクセスできるよう、農地に関する情報を早急に整備・公表する。その際、農業委員会、土地改良区等の関係機関が所有する情報を順次一元化する。
- 経営力のある担い手が農地を借受けできるようにすべく、機構は農地の貸付け基準を明確化し公表するとともに、事後の説明責任を果たし、透明性の確保を行う。
- 機構から担い手への農地の貸し付けにおいては、10年以上を目途として、持続性のある農業経営を可能とする貸借期間を設定する。

(5) 既存の政策との整合性等

- 農地集約の迅速化の観点から、機構を活用するスキームにおいて、農業委員会の許可を不要とするとともに、今後、農業委員会のあり方について検討が行われ結論が得られた場合には、それに従って必要な見直しを行う。

- その他、農地の集約・大規模化の阻害要因となりうる制度・運用等が判明した場合には、直ちに見直しに着手する。
- また、全国的な制度運用を実施するものの、まずは、モデル地区を定め、早期に成功事例を構築することを検討する。

以 上